

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月六日認可した。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所所在地

春日部市